平成２９年（フ）第５４０号
埼玉県狭山市大字水野512番地の８　ケイプヒルズ入曽102、前住所埼玉県狭山市大字加佐志532番地の４　フラワーヒル43―３
破産者　小倉　拓未
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３６８号
埼玉県東松山市大字石橋1797番地101
破産者　小林美和子
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３２９号
埼玉県深谷市東方3246番地　フライハイツラオム107号
破産者　横川　譲治
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第７３５号
神奈川県伊勢原市板戸295番地の２
破産者　白子　正幸
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５８２号
神奈川県中郡大磯町東小磯364番地２　チャンティック東小磯102号
破産者　髙村　絢子（旧姓玉造）
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２１号
新潟県村上市羽ヶ榎56番地７、前住所新潟県胎内市野中288番地３
破産者　山田奈美子
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第９９号
新潟県村上市八日市15番65号
破産者　髙　きよみ
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第７０５号
東京都足立区中川２丁目２―16　アインハイツ103号、住民票上の住所静岡県焼津市焼津４丁目４番18号
破産者　塩澤　一徳
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１２号
静岡県島田市高熊110番地の７
破産者　鈴木　洋子
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５２２号
静岡県浜松市中区城北１－７－14　美杉ビル３階　浜松ダルク　城北ハウス、開始決定時の住所静岡市駿河区下島139番地の２　ハイツＳＪ下島101号
破産者　南條　　勝
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８号
静岡県田方郡函南町平井1286番地の10　メゾン・ド・ボヌール203、開始決定時の住所静岡県田方郡函南町畑毛86番地の７
破産者　宮嶋　浩二
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１８号
愛知県日進市藤枝町片平1250番地８
破産者　宮地　優江（旧姓服部）
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７７８号
名古屋市名東区名東本町169番地　ファーニッシュ星ケ丘311号
破産者　杉本圭奈美
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８２４号
愛知県海部郡大治町大字八ツ屋字西田面82番地の１　プティ・ボヌール203
破産者　市川　勇次
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８２５号
名古屋市緑区桶狭間清水山523番地　ヴァルム101号
破産者　富永　竜二
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４１９号
大阪市港区弁天１丁目３―13クロスタワー大阪ベイ3006号、住民票上の住所大阪市港区港晴２丁目14番３号
破産者　今井　　惠
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８６４号
神戸市中央区八雲通１丁目１番８―503号
破産者　坂部　弘牟
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９２９号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番401―505号
破産者　森　ゆかり
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部